

つくば市社会福祉協議会 ボランティア団体活動費助成Q & A

Q1 1 団体5万円の範囲であれば、事業費や活動費の全額を申請することはできますか？

A1 事業費の全額を申請することはできません。申請できるのは、事業費に係わる経費のうち、助成募集要項4(1)に示す助成対象経費の80%以内(千円未満を切り捨て)としています。

Q2 収支予算書の収入における「その他の資金」とは、どのようなものを指しますか？

A2 団体の「会費」という形での定期的な徴収がなくても、何らかの形で会員が費用負担をしているのであれば、それを「その他の資金」とみなすことが可能です。活動を行う際に臨時で集めた金額や、活動で必要になった経費を個人等が負担した場合のものも「その他の資金」に含まれます。ただし、Q1にもあるように、事業費の全額を申請できないため、会からの費用負担がない申請は受付できません。

Q3 申請や報告には事業に係わる収支の全てを記入しないといけないでしょうか。それとも助成金上限額の範囲で良いですか？

A3 収支の全てを記入してください。ただし、事業報告の際の領収書添付(コピー)は、助成決定金額分のもので結構です。

※領収書(レシート可)のないものは助成金として認められません。また、個人と団体の購入物は分けて精算ください。(詳しくは、募集要項7を参照)

Q4 自分たちが所属する団体(申請団体)のメンバーに講師を依頼し、活動に必要なことの指導を受けた場合、助成金から謝礼を支払うことはできますか？

A4 メンバーの一員が講師となる場合は助成金の対象となりません。自分たちのレベルアップのためではなく、本事業実施に必要なボランティア活動や社会貢献を充実させるために、目的をもって外部から講師を招いている場合は対象とします。

(講習計画や講師依頼文の提出を求めることがあります。)

Q5 団体内部(申請団体)で実施する研修会の参加費は助成対象となりますか？

A5 対象となりません。外部(助成を受ける団体以外)が実施する研修会への参加費及び旅費については、上限5,0000円の範囲で対象としています。

※令和7年度 上限金額変更になっています。

Q6 団体内の交流や親睦、成果発表を目的とした事業や、団体でのイベント参加等のバスの借上げ料は助成金の対象となりますか？

A6 会員のための親睦的イベントや、移動手段としてのバスの借上げは対象となりませんが、地域に開かれた、不特定多数の人を対象とした事業や事業実施に必要なバスの借り上げ料

は対象となります。

Q7 活動時の飲食代は助成金の対象となりますか？

A7 対象となりません。事業実施のために必要な食材料費は認めていますが、特定の会員のみが参加する活動時に提供する食材料費は対象となりません。
また、おにぎりやお弁当、お菓子等は食材料費にはなりません。
食材料費を支出した場合は報告書とともに、不特定多数の方が参加できる地域に開いた事業となっていることがわかるチラシや事業計画等を必ず提出してください。

Q8 団体で購入した備品(器具什器費)は助成対象になりますか？

A8 対象となります。ただし、助成金から負担できるのは、**一品あたりの上限を 10,000 円**としています。なお、個人所有の備品は対象になりません。団体所有の備品が対象です。
※令和 7 年度 上限金額変更になっています。

Q9 電話や FAX、メール代は助成対象になりますか？

A9 対象になりません。ボランティア活動に使用したことの証明が難しいため対象となりません。